

在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業

在宅において、継続して療養を受ける必要がある重症心身障害児（者）が、利用する訪問看護利用料の一部を助成します。

対象者

1. 身体障害者手帳（肢体不自由1級）かつ、療育手帳Aを所持している人
2. 自立支援医療における一定所得以上に該当しない人
（医療保険上の世帯において、市町村民税の所得割額合計額が235,000円未満の人）

助成内容

医療保険各法等の規定に基づく訪問看護療養費の自己負担が1割以上となっている人に対し、自己負担が1割になるよう、その差額を助成します。

窓口

障害福祉課（電話：35-3780）